

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年10月14日
【会社名】	株式会社TOKYO BASE (旧会社名 株式会社STUDIOUS)
【英訳名】	TOKYO BASE Co., Ltd. (旧英訳名 STUDIOUS Co., Ltd.) (注)平成28年5月27日開催の第8回定時株主総会の決議により、 平成28年6月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 谷 正人
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役CFO 中水 英紀
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役C E O谷正人及び当社取締役C F O中水英紀は、当社の第9期第2四半期（自平成28年6月1日 至平成28年8月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。